

家畜人工授精に関する講習会修業試験の実施について（公告）

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による令和3年度家畜人工授精講習会修了者への修業試験を次のとおり実施する。

令和3年6月25日

新潟県知事 花 角 英 世

1 期間

令和3年9月16日（木）及び17日（金）

2 場所

新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校